㈡　平成三〇年七月豪雨により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成三〇年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもののうち、家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地について、令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日において住宅用地として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する措置について、その対象となる土地の所有者の範囲を平成三〇年度に係る賦課期日における当該土地の所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人その他の者とすること等の細目を定めることとした。（附則第一二条の五関係）

㈢　中小事業者等が生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得をした同法に規定する先端設備等に該当する一定の家屋及び構築物に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる資産の細目を定めることとした。（附則第三九条関係）

6　その他

地方税関係書類に係る電磁的記録に記録された事項（隠蔽、又は仮装された事実に係るものに限る。）に基づいて期限後申告等があった場合における重加算金の額の計算方法の細目を定めることとした。（第五八条関係）

二　地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二六四号）の一部改正関係

1　道府県民税及び市町村民税

通算法人の外国税額控除に関して、税額控除不足額相当額の控除に関する事項を記載した書類等の申告書等への添付要件及び税額控除超過額相当額の加算に関する事項を記載した書類等の申告書等への添付義務を定める等所要の措置を講ずることとした。（令和二年改正令本則関係）

2　事業税

法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例を適用するための必要な読替えを定めることとした。（令和二年改正令本則関係）

四　地方自治法施行令の一部改正関係

指定納付受託者等の要件を定めることとした。（第一五七条の二関係）

五　国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部改正関係

一の5の㈠に伴う所要の措置を講ずることとした。（第一条の二及び第一条の三関係）

六　総務省組織令の一部改正関係

自治財政局、自治税務局及び自治財政局交付税課の所掌事務の特例の適用期限を令和九年三月三一日まで延長することとした。（附則第四条、第五条及び第一四条関係）

七　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、令和三年四月一日から施行することとした。

◇地方税法施行令の一部を改正する政令（政令第一〇八号）（総務省）

一　地方税法施行令の一部改正関係

1　道府県民税及び市町村民税

個人の道府県民税及び市町村民税の均等割の非課税の範囲に係る扶養親族について、年齢一六歳未満の者及び控除対象扶養親族に限ることとした。（第四七条の三関係）

2　固定資産税

中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得をした同法に規定する先端設備等に該当する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる資産の細目規定等を廃止することとした。（附則第三九条関係）

3　その他

特定徴収金について、その対象となる税目に自動車税の種別割、固定資産税、軽自動車税の種別割及び都市計画税を追加することとした。（第五七条の五の二関係）

二　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、令和五年四月一日から施行することとした。

◇内閣府本府組織令の一部を改正する政令（政令第一〇九号）（内閣府本府）

1　本府に置かれる政策統括官の定数を改めることとした。（第一条関係）

2　政策統括官の職務の一部を削除することとした。（第三条関係）

3　大臣官房に置かれる審議官及び参事官並びに宇宙開発戦略推進事務局に置かれる参事官の定数を改めることとした。（第八条第六項、第二〇条第三項及び第四八条第三項関係）

4　科学技術・イノベーション推進事務局の組織に関し必要な事項を定めることとした。（第四二条～第四四条関係）

5　健康・医療戦略推進事務局の組織に関し必要な事項を定めることとした。（第四五条及び第四六条関係）

6　大臣官房企画調整課の所掌事務の特例の一部を削除することとした。（附則第二条第二項及び第八条第二項関係）

7　政策統括官の所掌事務の特例の一部を削除することとした。（附則第三条第二項関係）

8　大臣官房に置かれる参事官の設置期間の特例を廃止することとした。（附則第七条関係）

9　その他所要の規定の整備を行うこととした。

10　この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇経済産業省組織令の一部を改正する政令（政令第一一〇号）（経済産業省）

1　本則関係

㈠　大臣官房の参事官を一六人とすることとした。（第一三条関係）

㈡　大臣官房の政策評価広報課及び情報システム厚生課を廃止し、業務改革課を置くこととした。（第一四条及び第一六条～第二〇条関係）

㈢　経済産業政策局の参事官を廃止し、産業人材課を置くこととした。（第二一条、第二二条、第二八条及び第二九条関係）

㈣　産業技術環境局における技術振興・大学連携推進課の所掌事務の一部を研究開発課に移管することとした。（第五八条及び第五九条関係）

2　施行期日

この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇地方財政法施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一一一号）（総務省）

一　地方財政法施行令の一部改正関係

標準財政規模の算定方法を定める規定等について所要の見直しを行うこととした。（附則第九条～第一七条関係）

二　地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正関係

不同意団体が特例的に地方債を発行できる場合を定める規定等について所要の見直しを行うこととした。（附則第四条～第六条関係）

三　施行期日

この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第一一二号）（内閣府本府）

1　特定国際物流拠点事業からこん包業を除外することとした。（本則関係）

2　この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇所得税法施行令の一部を改正する政令（政令第一一三号）（財務省）

1　減価償却資産の範囲に、無形固定資産として、電気事業法に規定する配電事業を営む者に対して電気の供給施設を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して電気の供給を受ける権利を加えることとした。（第六条関係）